

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案
(平成25年10月15日閣議決定)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/185.html>

第185回国会(臨時会)提出法律案

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(平成25年10月15日提出)

- 概要 [167KB]

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/185-01.pdf>

- 法律案要綱 [168KB]

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/185-02.pdf>

- 法律案案文・理由 [190KB]
- 法律案新旧対照条文 [53KB]
- 参照条文 [226KB]

【法案の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定(平成25年8月21日)
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出するもの

【法案の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- 少子化対策(既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施等)
- 医療制度(病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策等)
- 介護保険制度(地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減等)
- 公的年金制度(既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方等)
- ※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

■ 施行期日

公布の日(一部を除く。)

(報道より)

○日経新聞 社会保障プログラム法案決定 高齢者医療負担増へ 2013/10/15 11:54

政府は15日、社会保障制度改革の項目や道筋を定めたプログラム法案を閣議決定した。医療分野では70～74歳の医療費自己負担割合を1割から2割に引き上げる。介護費の自己負担も、従来の一割から一定の所得以上の人は2割に上げる。高齢者でも所得の高い人には負担増を求める。15日開会の臨時国会での成立を目指す。

70～74歳の医療費の自己負担は法律上は2割だが、特例措置で毎年約2000億円の予算を組み、1割に軽減してきた。2014年度から新たに70歳になった人から2割に戻すため、初年度に浮く税金は最大約200億円となる。

医療ではこのほか、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移すなどの改革を、14～17年度に実施する。介護でも自己負担上げのほか、軽度者向け介護サービスの市町村移管や特別養護老人ホームの入所要件の厳格化などを15年度から実施する。

また、首相を本部長とする「社会保障制度改革推進本部」を設け、官房長官や財務相、厚生労働相ら関係閣僚が改革の進み具合の検証や調整にあたる。有識者が制度運営の課題などを首相に提言する「社会保障制度改革推進会議」を設置することも定めた。

○しんぶん赤旗 2013年10月16日(水) 社会保障 「自助」へ制度を改悪 プログラム法案閣議決定

安倍政権は15日の閣議で、介護・医療・年金・保育の社会保障制度を大改悪する段取りを定めたプログラム法案を決定しました。このなかで介護は2014年、医療は14年と15年の改悪法案提出を明記しました。

法案は「個人の自助努力を喚起する仕組みを導入」と明記。「住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備を推進する」として、社会保障に対する国の責任投げ捨てを表明しています。財源は消費税増税と社会保障切り捨てによって確保することを盛り込みました。

介護では、要支援者を保険給付から外す▽一定以上の所得者の利用料引き上げ▽施設から要介護1・2の人を締め出す▽施設の居住費・食費を軽減する補足給付を縮小する一を列挙しました。

医療では、70歳～74歳の患者負担（現在1割）の2割への引き上げを14年度にも実施。保険料の引き上げにつながる国民健康保険運営主体の都道府県移行や、大病院を紹介状なしで受診する患者に負担増となる法案を15年の通常国会に提出するとしています。

年金では、法案提出時期は明示しないものの、年金支給額を自動的に削減する「マクロ経済スライド」の毎年実施や、年金の支給開始年齢のさらなる引き上げ、公的年金等控除の縮小による課税強化などについて「検討を加え、必要な措置を講じる」と明記しました。

保育では、公的責任を投げ捨てる「新システム」や株式会社の参入を促進する「待機児童解消加速化プラン」について、「必要な措置を着実に講じる」とうたっています。

首相が本部長で、関係閣僚が改革の実施状況を検証する「社会保障制度改革推進本部」や、有識者による「社会保障制度改革推進会議」を内閣に設置。大改悪の推進態勢を敷くことにしています。

○読売新聞 社会保障改革法案、閣議決定…推進本部設置明記

政府は15日午前の閣議で、社会保障制度改革の手順を定めた「社会保障改革法案」を閣議決定した。15日にも国会提出し、今国会での成立を目指す。法案は改革のプログラムを列挙し、医療分野の改革に関しては、現在1割に据え置いている70～74歳の医療費窓口負担を、新たに70歳になる人から本来の2割に引き上げるなどの改革を2014年度から順次、実施すると明記した。介護分野では、高所得者の介護保険サービスの自己負担引き上げや、低所得者の保険料引き下げなどを15年度に実施するとした。年金分野では、高所得高齢者への課税を強化する。

これらの改革の着実な実施を点検するため、内閣に首相を本部長とする「社会保障制度改革推進本部」を設置することも盛り込んだ。推進本部は、首相のほか財務相、総務相、厚生労働相など関係閣僚で構成する。（2013年10月15日12時36分 読売新聞）

○朝日新聞 2013年10月15日10時5分 社会保障改革、プログラム法案を閣議決定

政府は15日、消費増税に伴う社会保障改革の全体像と手順を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）を閣議決定した。臨時国会での成立を目指す。

トピックス「社会保障制度」

法案は、社会保障国民会議が8月にまとめた報告書に沿って、医療・介護を中心に改革の進め方を定めた。医療では2014～17年度に、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移管▽高額療養費制度の見直し、などを実施。15年度の介護保険改革では、要介護度の低い「要支援」向けサービスの市町村事業への移管▽所得が一定以上の利用者の自己負担引き上げ、などを盛り込んだ。

また、国民会議の後継組織と位置づける、有識者の「社会保障制度改革推進会議」も設置する。中長期的な改革を議論し、首相に提言する。